ロ　出席した組合員（法第六十五条第一項に規定する総代会を設置している森林組合にあっては、総代）又は会員の数

ハ　重要な事項の決議状況

二～八　（略）

（法第五十九条第四項の農林水産省令で定める方法）

第七十五条　法第五十九条第四項（法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第三項（法第八十八条の五第一項、第百八条の三第二項及び第百八条の十五において準用する場合を含む。）、第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、第八条第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第七十六条　法第六十条の二第一項第三号（法第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

六　第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあっては、その旨）

イ・ロ　（略）

ハ　事業譲渡

ニ・ホ　（略）

ヘ　分割

ト　法第百条の二、第百条の十四又は第百条の十九に規定する組織変更

チ　（略）

2　（略）

（合併契約の承認に関する議案）

第八十八条　（略）

2　理事が法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　消滅連合会（清算組合（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百七十五条の規定により清算する組合をいう。以下同じ。）に限る。）が法第九十条の規定により作成した貸借対照表

ニ～ヘ　（略）

（吸収分割組合及び吸収分割承継組合等が締結する吸収分割契約の承認に関する議案）

第八十八条の二　理事が法第八十八条の二第二項に規定する吸収分割契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該吸収分割を行う理由

二　吸収分割契約の内容の概要

ロ　出席した組合員若しくは会員（又は総代。組合連合会にあっては、会員。以下同じ。）の数

ハ　重要な事項の議決状況

二～八　（略）

（法第五十九条第四項の農林水産省令で定める方法）

第七十五条　法第五十九条第四項（法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第三項、第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、第八条第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第七十六条　法第六十条の二第一項第三号（法第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

六　第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあっては、その旨）

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ・ニ　（略）

（新設）

ホ　（略）

2　（略）

（合併契約の承認に関する議案）

第八十八条　（略）

2　理事が法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　消滅連合会（清算組合に限る。）が法第九十条の規定により作成した貸借対照表

ニ～ヘ　（略）

（新設）